

令和4年度
第3回 明石市都市計画審議会

議 事 録

日時：令和5年1月27日（金）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

令和4年度 第3回明石市都市計画審議会

日時：令和5年1月27日（金）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 議案事項

議案第 6号 東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕

議案第 7号 東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕

議案第 8号 東播都市計画防火地域及び準防火地域の変更〔明石市決定〕

議案第 9号 東播都市計画特別用途地区の変更〔明石市決定〕

議案第10号 東播都市計画地区計画（大久保町丁田地区地区計画）の決定
〔明石市決定〕

(2) 諮問事項

諮問第1号 明石市都市計画マスタープランの改定について

諮問第2号 明石市立地適正化計画の策定について

(3) 報告事項

① 江井ヶ島駅北地区の区域区分の変更・地区計画の策定等について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（9名）

安 田 会 長

三 輪 副会長

水 野 委 員

嶋 本 委 員

松 井 委 員

三 好 委 員

吉 田 委 員

石 田 委 員 (代理)

戒 本 委 員

○出席幹事（4名）

上 田 幹 事

東 幹 事

松 原 幹 事

久保田 幹 事

第3回明石市都市計画審議会

令和5年1月27日

午後2時00分～

市役所議会棟 大会議室

(開会 午後2時00分)

○事務局 ただいまから令和4年度第3回の明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。この度の新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当審議会では出席者のマスクの着用、あと室内の換気など、対策を講じながら、できるだけスムーズな進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、本市では、脱炭素社会の実現やジェンダー平等の実現に向けて、通年でノーネクタイの軽装に努めておりますことをご了承願います。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元に資料ご確認ください。本日のお手元には、配席図とあと用途地域のパンフレットが1枚あると思います。その他、次第、委員名簿、あと議事に関する資料類につきましては、事前に配付しております。過不足ございませんでしょうか。また何かありましたら、お声がけください。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は、西海委員、山渕委員、上田委員、あと幹事としまして、高橋幹事が都合により欠席との連絡を受けております。委員総数12名のうち、9名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は安田会長にお願いしたいと思います。安田会長、よろ

しくお願いいたします。

○会長 はい。それでは、お手元の会議次第に沿いまして、順次進めてまいります。

議題に入ります前に、2番目の議事録署名人の選出でございます。

これにつきましては、審議会運営要領によりまして私が指名することとなっております。勝手ではございますが、戎本委員さん、それから松井委員さん、お2人をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は、審議会運営要領によりまして原則公開となっております。本日の会議におきましては、会議を公開することにより、個人情報保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 はい。それでは、本審議会の公開といたします。

傍聴の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして事務局よりご報告をお願いします。

○事務局 はい、本日の傍聴者につきましては3名でございます。これより案内いたしますので、しばらくお待ちください。

[傍聴者入室]

○会長 それでは会議次第3番の議題に入りたいと思います。

本日はこの次第でございますように、審議事項が5件、諮問事項が2件、報告事項が1件でございます。

まず、最初に審議事項につきましては、いずれも明石市決定分の案件でございます。当案件は、去る10月31日の本審議会におきまして、事務局から事前説明を受けご議論いただいた案件でございます。

それでは、それぞれの案件について事務局より説明を受け、その後、ご意見をいた

だきたいと思いますが、議案第6号から議案第9号は相互に密接に関連する案件であるため、一括して説明を受けた後、それぞれお諮りしたいと思います。

それでは、「議案第6号 東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕」、「議案第7号 東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕」、「議案第8号 東播都市計画防火地域及び準防火地域の変更〔明石市決定〕」、「議案第9号 東播都市計画特別用途地区の変更〔明石市決定〕」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 「議案第6号 東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕」、「議案第7号 東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕」、「同第8号 東播都市計画防火地域及び準防火地域の変更〔明石市決定〕」、「同9号 東播都市計画特別用途地区の変更〔明石市決定〕」につきまして、一括してご説明いたします。説明は基本的に前のスライドを使って行わせていただきますが、適宜お手元の資料もご参照いただけますと幸いです。

それでは、失礼ながら着座にてご説明申し上げます。

まず、変更の経緯についてでございますが、用途地域の見直しは概ね5年ごとに行うこととされており、明石市では平成30年度までに7回の見直しを行っております。今回、前回の見直し以降における土地利用の現況やあるいは動向、これに対応いたしますため、明石市用途地域等見直し基本方針に基づきまして、第8回の用途地域等の見直しを行うものでございます。

なお、今回見直し基本方針にのっとり選定されました地区は大きく都市計画上の位置づけの変更や政策的な課題に対応を要する地区、これを選定いたします課題地区、これが1地区、また土地利用の現況あるいは動向から判別いたします注目地区、これが2地区、また1行飛びまして、境界調整等の必要な地区といたしまして、7地区ございました。なお、要望があった地区といったものは特にございませんでしたので、今回は該当なしといたしております。

次に、先ほどご説明いたしました各分類ごとに選定された変更対象地区を見てまい

ります。なお、前回事前説明事項としてご説明いたしました素案の内容と変更はございませんので、説明を一部簡素化させていただきます。今回選定されました課題地区は、大久保町大窪地区の1地区でございます。こちらは区域面積約5.3ヘクタールの区域で、大久保駅から1メートルほど北側に位置いたします。こちらの変更理由は、都市計画道路の整備の進捗に合わせた変更となっております。

細かく見てまいります。図の中央部、北西から南東に至ります都市計画道路は山手環状線と申しまして、この大窪工区のみ未整備となっております。今回、令和2年10月に事業認可を受けまして、令和8年度中の完成を目指しているところでございます。この山手環状線沿道では、当該区間のみ沿道の用途地域の緩和が指定されておりましたが、この度整備の進捗に合わせて、整備の周辺の用途地域に合わせた緩和を行うものでございます。この緩和によりまして、沿道や商業機能等の集積を誘導するという趣旨でございます。具体的には、第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域への変更を行うもので、容積率、建ぺい率の変更はございません。また、高度地区等の地域地区に関しましても変更はございません。

次に、注目地区として選定された地区でございます。今回選定された注目地区はこちらの2地区でございます。まず②番船上町地区、こちらが約2.3ヘクタールの区域でございます。JR明石駅と西明石駅の間、山陽電鉄西新町駅の南側に位置する地区でございます。当該地は工場跡地に宅地開発が行われた区域です。この度、こちらの用途地域を工業地域から第一種住居地域へと変更するものです。また、補完制度といたしまして、周辺同様の第四種高度地区を新たに指定することとしております。なお、容積率、建ぺい率、その他の地域地区につきまして、変更はございません。

続きまして、③番、山手台地区は約0.2ヘクタールの区域で、JR大久保駅から約2キロメートルほど北側に位置いたします。当該地はスーパーマーケットの跡地に宅地開発が行われた区域でございます。この度、こちらの用途地域を近隣商業地域から第一種低層住居専用地域へと変更いたしまして、新たに全体高さ制限10メートル

を指定いたしまして、建ぺい率を80%から60%に、容積率を200%から100%に規制の強化をするものでございます。外壁後退につきましては、明石市においては建ぺい率50%の一低専に限定して指定しておりますため、当該地には指定いたしません。

また、用途地域見直しガイドラインに基づきまして、補完制度といたしまして、これまで準防火地域が指定されておりましたが、周辺に合わせてこれを廃止し、建築基準法の第22条区域といたします。また、高度地区を新たに指定いたしまして、第三種高度地区といたします。

次に、境界調整地区の概要でございます。

境界調整地区とは、道路の整備の進捗であったり、あるいは都市計画の基本となる位置図の修正であったり、そういったことに基づきまして、非常に軽微な変更が必要になる、境界が不明瞭になっている部分を明示するといった趣旨の変更でございます。こちらにつきましては、それぞれが非常に軽微な変更でございますため、詳細な説明は割愛させていただきますが、対象区域は、市西部に4地区、市の東部に3地区ございます。

次に、これまでの取組と今後の予定でございます。

現在に至るまで、住民意見の募集や説明会の開催といったことを行ってまいりましたが、これによって特に大きな意見はございませんでした。また、当審議会の事前説明を行った前回の都市計画審議会以降、兵庫県と協議を行い、法定縦覧を行ってまいりましたが、双方特に意見はございませんでした。

なお、法定縦覧につきましては、市の広報紙あるいは市のホームページで周知しておりましたが、縦覧者数、意見数は共に0件でございました。なお、ホームページの閲覧件数は159件ありました。ただ、縦覧期間後に個別意見といたしまして、船上町地区の変更につきまして、当該地区内の既存事業主の方から今後の事業拡大が困難であるといった観点から反対の御意見をいただいております。これにつきまして、市

といたしましては、既存の適法な建築物につきましては、既存不適格として一定規模の増改築を含み、今後も存在可能であるといった点をご説明した上で、周辺の建築動向の変化などまちの目指すべき将来像を鑑みまして、本案どおり進めさせていただきたく、考えております。

以上で、本件についての説明を終えます。ご清聴いただき、ありがとうございました。

○会長 はい。ただいま、議案第6号から議案第9号まで4件につきまして説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございましたらどなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○委員 丁寧な説明ありがとうございます。用途地域の変更のところ、船上地区、先ほど出ました一部意見が最後に意見が出たというところで、やっぱり地元の方に丁寧な説明をしていただいて、先ほど言われたような一定規模の増改築とかいうのは認められるというのもちろんと説明してご理解いただいていることは大事やと思うんで、丁寧に説明、これからもよろしく願いします。

○会長 ご要望ということですね。

○委員 そうですね、はい。

○会長 ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 ご説明ありがとうございます。私もちょっと船上町の先ほどのお話が少し気になったんですけれども、このエリアでほかに既存不適格に当たるような箇所というのはあるのでしょうか。

○事務局 既存不適格に関する調査につきましては、課税台帳及び建築計画概要書、あるいは現地のフィールドワーク調査といったものを通じまして、どういったものがあるのかというところを確認してまいりました。その結果、正直に申しますと、

これまでですね、先ほどのご意見をいただくまで既存不適格は生じていないという認識だったわけなんですけれども、実際のところ外からじゃ分からない、あるいは市が保有しますデータからでは分からない利用形態といったものの中には存在しているといったことが分かりまして、ご説明を行ったという次第でございますが、それ以外の部分につきましては、例えば回覧であったりですとか、いろんなチャンネルを使って情報提供を行っておりますが、それ以外のご意見はいただいていないというところからも特に大きくないのではないかとこのように考えております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかいかがでしょうか。

ほかの4つの議案、どれからでも結構です。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見、ご質問などないようでございますので、お諮りさせていただきます。

まず、「議案第6号 東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕」の案件でございますが、案のとおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、「議案第7号 東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕」の案件でございますが、案のとおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、「議案第8号 東播都市計画防火地域及び準防火地域の変更〔明石市決定〕」の案件でございますが、案のとおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、「議案第9号 東播都市計画特別用途地区の変更〔明石市決定〕の案件でございますが、案のとおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、「議案第10号 東播都市計画地区計画（大久保町丁田地区地区計画）の決定〔明石市決定〕」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、「議案第10号 東播都市計画地区計画（大久保町丁田地区地区計画）の決定〔明石市決定〕」について、ご説明いたします。

お手元の資料は法定図書の体裁に準じて整えておりますため、ご説明の際にページが前後いたしますことをご容赦ください。なお、説明は前方スクリーンで行わせていただきます。座って説明させていただきます。

では、早速ですが、お手元資料の2ページ目の位置図をご覧ください。

こちらが計画の位置図となります。今回の対象地区はJR大久保駅から約400メートル北側の赤枠で囲った区域でございます。本区域は一団の共同住宅跡地であり、民間開発事業者による宅地開発が行われる予定となっております。

続きまして、お手元資料の4ページ、下のほうをご覧ください。

計画の策定理由についてです。

本地区は令和4年8月に開発許可がなされた地区で、明石市都市計画マスタープランにおいては概ね1ヘクタール以上の戸建て住宅の用に供する開発が行われた地区においては地区計画を推進することと位置づけられており、その規模を有しております。

こうしたことから、この開発事業により、新たに形成される住宅市街地について敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、よりよい住宅市街地の維持、保全を図るため、地区計画を決定しようとするものです。

次に、お手元資料の5ページをご覧ください。

都市計画決定案の内容についてでございます。

こちらは計画図です。区域を赤線で表示しています。

それでは、前方スクリーンをご覧ください。

参考といたしまして、本地区の土地利用計画図を示しています。区域の中央西寄りに公園が計画されておりまして、戸建て宅地は約90宅を予定しています。

続きまして、お手元の資料はそのまま2ページをお開きください。

こちらは計画書です。

地区計画の名称は大久保町丁田地区、面積は約1.5ヘクタールでございます。地区計画の目標として、本地区は明石市の中央部に位置する、本計画は戸建て住宅の開発事業により形成される住宅市街地について敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、よりよい住宅市街地の維持保全を図ることを目標とすとしております。

下の表は、区域の整備、開発及び保全に関する方針についてでございます。

土地利用の方針としては、良好な住宅市街地が形成されるよう、うるおいとゆとりある空間を創出する土地利用を図ることとしております。

また、地区施設の整備の方針としては、開発事業により整備される道路や公園等の機能の維持、保全を図り、安全で快適な公共空間の形成に努めることを掲げております。さらに建築物等の整備の方針としては、周辺住宅地の住環境に配慮するとともに、うるおいとゆとりある市街地環境が形成されるように建築物等の規制、誘導を図ることとし、いずれも市内の住宅市街地における地区計画について一般的な内容としております。

4ページ上部の表をご覧ください。

こちらは具体的な制限内容となる地区整備計画でございます。

項目としては、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の形態若しくは意匠の制限を掲げております。

まず用途の制限でございますが、当該地は第一種中高層住居専用地域に指定されている区域であり、既に一定程度強い用途規制が行われております。今回はこの用途地域における用途制限に加え、定住を促進する目的としまして、単身者向けの概ね1LDK程度の集合住宅を規制し、1戸当たりの住戸専用面積が40平方メートル未満のもの立地を制限しております。また、宗教関連施設についての立地についても制限を加えております。

建築物の敷地面積の最低限度については、開発許可された最低敷地面積に施工上の誤差を鑑みたゆとりを加え、100平方メートルとしております。

壁面地の制限については、狭小な区画や不整形な区画が存在することを鑑みて、0.5メートルとし、緩和規定を設けることとしております。

建築物の高さの最高限度につきましては、概ね4階建て以下を目指す12メートル以下とすることで、良好な住宅市街地の形成を目的としております。

以上の4点については今後条例化を検討しており、建築確認申請時の確認事項になることにより、強制力を持った規制とすることを目指してまいります。

一方、建築物等の形態若しくは意匠の制限については、地区計画の区域内における行為の届出に対して協議対象とする内容でございます。具体的には、原色に近い色をマンセル値により制限することを目的としております。

続きまして、前方スクリーンをご覧ください。

こちらは条例縦覧及び法定縦覧の結果でございます。

条例縦覧は縦覧件数0件、ホームページの閲覧件数は291件でした。法定縦覧につきましては、縦覧件数0件、ホームページの閲覧件数は282件でした。

最後に今後の予定についてです。

今回の付議の後、2月の都市計画決定を目指しております。なお、条例に関しては6月改正を目指しております。

以上で「議案第10号 東播都市計画地区計画（大久保町丁田地区地区計画）の決

定〔明石市決定〕」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 　　ただいま説明ありましたが、議案第10号についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

法定縦覧の結果についても意見書の提出はなかったとのことですので、よろしゅうございますか。

それでは、お諮りさせていただきます。

「議案第10号 東播都市計画地区計画（大久保町丁田地区地区計画）の決定〔明石市決定〕」の案件でございますが、案のとおり決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○会長 　　ありがとうございます。

それでは、先ほどの4件と以上の5件について、案のとおり議決させていただきましたので、その旨を市長に答申いたします。

なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任いただきたいと思います。

○幹事 　　先ほどの都市計画用途地域等の変更のところ、先ほど担当のほうからご説明いたしましたとおり、縦覧期間終わってから1件のご意見をいただくことということになってしまいました。これまでも、都市計画の案につきましてはできる限りの周知を図るということで、広報紙、ホームページのほか、地域への回覧等で、周知を図ってきておるんですが、結果として今回そういう漏れもあったということでございます。委員の方からもご意見いただきましたが、そういうことが今後ないように丁寧にやってまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○会長 　　記録にもとどめておりますのでどうぞよろしく。

では続きまして、「（2）諮問事項」につきましては、本年度、明石市にて計画策定を行う予定の案件でございます。

本案件は、去る8月29日の審議会におきまして、事務局から計画素案の報告を受け、ご議論いただいた案件でございます。

それでは、それぞれの案件について、事務局より説明を受け、その後、ご意見等をお聞かせいただきたいと思います。また、諮問第1号及び第2号は、パブリックコメントなどを同時に実施し、それぞれ関連する計画であるため、一括して説明を受けた後、それぞれお話ししたいと思います。

それでは、「諮問第1号 明石市都市計画マスタープランの改定について」、「諮問第2号 明石市立地適正化計画の策定について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 本日は諮問事項としまして、計画の策定が2件ございますが、まずはそれぞれの計画の説明を行う前に、昨年実施した市民説明会と意見募集を行った結果について私のほうからご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料は右上に諮問事項（参考資料）と記載した資料をご覧ください。

1枚めくっていただきまして1ページをご覧ください。

こちらは意見募集の広報資料となります。意見募集につきましては、昨年の10月28日から11月30日までの約1か月間行いました。また、併せて市民説明会につきましては、市内5地区で開催しまして、オンラインでも開催したところでございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

1、広報の経緯につきましては記載のとおりでございます。表の一番下に、11月15日より計画説明動画を掲載とありますが、説明会を実施する中で、もっと広く情報提供していくべきだとのご意見ございましたので、急遽説明の動画を作成しまして、ユーチューブにて配信を行ったところです。

続きまして2、ホームページの閲覧件数です。

2つのページを作成しましたが、それぞれ約800件、約1,000件の閲覧がな

されました。

続きまして、3、動画再生回数です。約2週間配信を行いました、135回の視聴がございました。

続きまして4、市民説明会の出席者数や意見数です。市内5地区で25名、オンラインでは19名の合わせて44名の参加がございまして、意見としては35件のご意見をいただきました。

続きまして5、意見募集の提出人数、意見数です。8名の方から提出がありまして、49件の意見がありました。各計画の意見数は記載のとおりでございます。

続きまして3ページをお開きください。

ここからは、意見の概要と市の考え方をまとめております。説明会と意見募集を合わせると、85件ものご意見をいただきましたが、同じようなご意見も多数あることから表の一番左に記載の大項目としましては18項目、その横に記載の意見としては51件に整理しております。その右側欄に記載のものはパブコメでいただいた意見、説明会でいただいた意見として番号を割り振っております。かなり多くの意見をいただいておりますので、本日は代表的なご意見のみをピックアップしてご紹介させていただきますのでご了承願います。

まずはナンバー1でございますが、都市計画マスタープランと立地適正化計画の連携についてです。都市計画マスタープランに立地適正化計画の内容を反映させるべきではないか、両計画が別々に策定されているので分かりづらいといったご意見がございました。市としましては、それぞれの計画は根拠法が別なため、別々に策定していますが、それぞれ内容につきましては連携しておりまして、今後見直しが必要な場合は両計画ともに見直すこととしております。

続きまして、5ページをご覧ください。

ナンバー6は、空き地、空き家についてです。

今後、空き家の増加が想定されることから、具体的な課題解決の方針を記載すべき

とのご意見がありました。市の考え方としましては、都市計画としては用途地域の変更や地区計画の策定などの対応や様々な手法と連携しながら対策を進めていくこととしております。

続いて、その下のナンバー7ですが、市街化区域内の農地についてです。市街化区域内の農地につきましては、無秩序な宅地開発を誘発しない対策が必要であり、気候温暖化の防止や災害時の避難場所などのメリットも大きいことから、生産緑地制度なども必要とのご意見をいただいております。これも市の考え方としましては、現在人口が10年連続で増加しておりまして、今後人口の維持を目標としていることから、区画整理や道路整備、地区計画などにより引き続き良好な市街地形成を図ることとしております。生産緑地制度につきましては、税制面で優遇される一方ですね、長期間の営農義務もあることから慎重に検討することとしております。

続きまして、6ページをご覧ください。

一番上のナンバー8は公園施設についてです。

街区公園のデータを検証し、整備に関する方針を示すべきとのご意見をいただいております。市の考え方としましては、今後緑の基本計画という計画が別でございますので、その中で検討を行うこととしております。

続きまして、1枚めくっていただきまして7ページをご覧ください。

一番上のナンバー10につきましては、明石東部地域のまちづくりについてです。市役所の建て替えや明石港東外港の再開発が中心核における最重要施設であるとのご意見をいただいております。市の考え方としましては、当該地については中心市街地の南の拠点形成として、県とも連携しながら検討し、明石市の玄関口としてのさらなる発展を目指すこととしております。

続きまして、8ページをご覧ください。

一番上のナンバー12の意見につきましては、西明石地域のまちづくりについてでございます。

西明石につきましては、駅南側の木造密集地の解消や地区に不足している市民交流施設などの設置が望まれるとのご意見をいただいております。市の考え方としましては、現在駅南側では駅前広場やアクセス道路の整備やJRによる新たな改札口及び住宅整備、あと南畑踏切の歩道橋化などに取り組んでおりまして、さらに広域的な取組を検討していきたいと考えております。

続きまして、2ページめくっていただきまして、11ページをご覧ください。

上から2つ目のナンバー22番の意見です。

立地適正化計画についてです。

立地適正化計画にて位置づけている誘導施設の整備方針を示す必要があるとのご意見をいただいております。市の考え方としましては、特に行政施設につきましては、具体的な整備方針として明石市公共施設配置適正化基本計画及び実行計画にて各施設の整備方針を示すこととしております。

続きまして、12ページをご覧ください。

ここからは、明石市総合交通計画に関するご意見を整理しております。

都市計画マスタープランや立地適正化計画においても関係する計画でございますので、代表的なご意見をご紹介します。

まずは1ページめくっていただきまして、14ページをご覧ください。

一番上のナンバー30は、バス交通についてです。

バス交通は採算性やコストの話ではなく、赤字であっても経済効果が生まれ、地域全体が活性化するので、交通には力を入れるべきとのご意見をいただいております。市の考え方としましては、本市は高い人口密度により交通ネットワークが一定の割合で整備されていることから、採算性を考慮せずに税金の投入を行うのは、支出に見合った効果が得られないものと考えておりまして、各交通手段が役割分担を行いながら民間ではサポートできない部分を行政が支援していく方向で取り組んでいきます。

続きまして、1枚めくっていただきまして16ページをご覧ください。

ナンバー一番上の35です。コミュニティバスについてです。

T a c oバスにつきましては、福祉施策でございまして、収支率でのみ改廃することは反対とのご意見をいただいております。市の考え方としましては、税金を投入している以上、利用促進を進め、状況改善を行っていく必要があると考えておりますが、改廃につきましては、収支率だけでなく、沿線住民の利用率についても指標として追加して検討していくこととしております。

以上が、市民説明会及び意見募集の結果についての報告となります。

それでは、引き続き各計画の内容についてご説明します。

まずは、「諮問第1号 明石市都市計画マスタープランの改定について」です。

お手元の資料、右肩に諮問第1号と書いてあるこちらの資料をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、A3の横書きの資料となっております。

これは、計画の概要版となっております。前回までの本審議会にて説明させていただいたとおり、資料の左上から順に、現状整理、あとまちづくりの状況、市民意識、あとその下側、上位計画と整理を行ってまいりました。そして上位計画である都市計画区域マスタープランなども参考にしながら将来における主要な課題を8つにまとめております。

続きまして、市の長期総合計画も参考しながらその下、経済、社会、環境の3側面より3つの都市づくりの視点、あと将来都市像、そして一番最後下側、5つの都市づくりの方向性を定めております。

資料の右側に移ります。

続いて一番上が都市の構成を各軸、ゾーンで地図に落とし込んだ将来都市構造図を定めました。そしてその下側ですが、市内全域に共通する大きなまちづくりの方針となる都市づくりの方針としまして、6つの方針を掲げております。ここでは意見募集の中でも立地適正化計画との関係性が分かりづらいとのご意見がありましたので、この資料の右下に、赤く囲っている部分ですけれども、7つ目の項目としまして、6つの

各方針の基礎となる考え方となりますコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについての方針を、今回追加させていただいております。

この追加した部分につきましては、計画の本編の3-24ページを開いていただきますでしょうか。

ここでは、現在の少子高齢化や人口減少社会に対応するため、国が推奨しているコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの考え方についてこのページでまとめております。

次にその隣の3-25ページをご覧ください。

ここでは、そのコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを行う上でコンパクトシティの形成に必要となります土地利用の方針を定めた計画となります立地適正化計画についてのイメージ図であったり、その下側では本市での区域図を記載しております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、3-26ページをご覧ください。

ここでは、先ほどの立地適正化計画によるコンパクトシティの形成と併せまして、コンパクトシティ同士をネットワークでつなぐために必要となります交通ネットワークの方針を定めた計画となります、総合交通計画についてのネットワーク図を記載しております。

以上によりまして、この都市計画マスタープランと立地適正化計画、あと総合交通計画が連携しながらより持続可能なまちを形成していくこととなっております。

それではお手数ですが、もう一度最初のA3の資料に戻っていただけますでしょうか。

こちらA3の資料のですね、裏面をご覧ください。

こちらはですね、先ほどの7つの都市づくりの方針に基づきまして、各地域の目標や方針についてそれぞれ整理しまして、地域別構想として定めたものでございます。

以上が、今回改定を行う明石市都市計画マスタープランの計画案の概要でございます。

す。

○企画・調整室 続きまして、「諮問第2号 明石市立地適正化計画の策定について」説明させていただきます。

立地適正化計画につきましては、8月の都計審で素案についてご説明いたしました
が、まずは簡単に計画の概要についてご説明いたします。

お手元の資料でございますA3横の明石市立地適正化計画概要版をご覧ください。

まず左上1、立地適正化計画とは、こちらは計画の1章2章に当たる立地適正化計
画についての概要です。

この計画は、全国的な人口減少、少子高齢化、自然災害に対応していくため、都市
再生特別措置法に基づき、自治体が策定するもので、市街化区域の中に居住誘導区域
を設定し、さらにその中に医療、商業、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する区
域や、誘導施設を設定するものです。計画の目標年次は2042年度で、主な記載事
項はこちらに記載のとおりです。

左下2、まちづくりの方針です。本編では3章に当たります。本計画は、明石市第
6次長期総合計画であるあかしSDGs推進計画、明石市都市計画マスタープランに
即し、みんなが快適に暮らすことができる～未来安心都市・明石～を基本方針としま
して、4つの誘導方針を設定しております。

右上3、居住誘導区域とは、こちらは本編の4章に当たります。居住誘導区域とは、
一定エリアで人口密度を維持し、持続可能なまちづくりを進められるよう設定するも
ので、本市では既に人口密度も高く、今後も大幅な人口減少はみられないことから、
本市における居住誘導区域は基本的に市街化区域全域とし、市街化調整区域や保安林
の区域、土砂災害特別警戒区域、工業専用地域、特定工業用地などを除いております。

右側真ん中4、都市機能誘導区域、またその下の5、誘導施設、こちらは本編の5
章に当たります。都市機能誘導区域とは、中心拠点や主要地域拠点に都市機能を集約、
誘導することでサービスの効率的な提供を図られるように設定するもので、本市にお

いては都市計画マスタープランに倣い、市内5地区に各地区の拠点となる駅から半径800メートルを目安とし、現在一定程度の都市機能が充実している範囲としました。各区域に誘導する施設はご覧のとおりです。主に現在の施設を維持しながらまちの活力を維持していくことを目指しています。そして右下の参考図が居住誘導区域と都市機能誘導区域をまとめた図となっております。青色が居住誘導区域、ピンク色が都市機能誘導区域です。

裏面をご覧ください。

裏面左側には各都市機能誘導区域の区域設定を示しております。左下6、誘導施策、右上7、届出制度と続きまして、右側真ん中の8、防災指針をご覧ください。こちらは本編の8章に当たります。真ん中右側にあります災害リスクエリア図をご覧ください。明石川周辺や各川沿いに浸水リスクがありますが、本市においては3メートルを超える浸水が想定される地域はほとんどなく、土砂災害特別警戒区域以外は居住誘導区域に含むこととし、上位計画のあかし安全のまちづくり計画や明石市地域防災計画の取組に即して災害リスクを知り、市民と共に築く防災減災のまちづくりを目指していきます。

最後に右下、目標指標と進行管理、本編の9章に当たります。居住誘導区域、都市機能誘導区域、公共交通、防災の4つの側面で本市の活力を維持することを目標値としております。

続きまして、先ほど説明がありましたが、10月から11月にかけてパブリックコメントや市民説明会を行い、また12月議会の一般質問や近畿地方整備局との協議を踏まえまして、8月でご説明した素案から計画を修正しておりますので、主な変更箇所についてご説明いたします。

立地適正化計画案をご覧ください。

こちら計画の一番下に通し番号を振っておりますので、そちらのページ番号でご案内いたします。

まず6ページをご覧ください。

1. 4、計画の目標年度、2043年としておりましたが、都市計画マスタープランに合わせまして、年度表記としまして2042年度と表記いたしました。

続きまして、26ページをご覧ください。

本計画におきましては、都市公園を居住誘導区域に含めており、公園に居住を誘導するように誤解を与えかねないというご意見をいただきました。そのため、4. 1、居住誘導区域とはの3段目に、居住誘導区域内であっても、例えば都市公園法に基づき整備された都市公園などでは住宅を建てられないことと明記しております。

続きまして、39ページをご覧ください。

5. 1. 3、都市機能誘導区域の設定の表5-1、右側の拠点分類の部分です。素案では拠点名を地域/生活拠点としておりましたが、都市計画マスタープランの中で生活拠点というのを異なる意味で表記しているところがございますので、表現を混同させないため、地域/生活拠点を主要地域拠点と改めました。また、近畿地方整備局の指摘によりまして、誘導施策及び防災の具体的な取組の実施期間をそれぞれ52ページ、82ページに追記をしております。52ページが誘導施策の実施期間ということで上位計画に倣って合わせていきますということと、82ページのほうも平常時から常に備えておくべき事項であるという考え方から具体的な実施期間を設けず、継続的に検討・改善していくということを明記しております。

明石市立地適正化計画の説明は以上です。

○会長 説明は以上でよろしいですか。

それでは、ただいま説明を受けましたが、諮問事項の2つの計画についてご質問、ご意見ございましたらどなたからでも結構ですので、よろしくお願ひします。

今、事務局の説明の中にもございましたが、今回新たに立地適正化計画が加わるということで市民説明会あるいは意見募集いわゆるパブコメでも様々な数多くの意見が寄せられました。非常に重要なことだと思ひます。特に都市マス、立地適正化計画

との関係性というのは、説明にありましたように根拠法が違うということもあって、なかなか説明、分かりにくいということも否めないところでありましたけど、立地適正化計画は基本方針であるとか理念だとか基本方針ということもさることながら、具体的なアクションプランという性格も併せて持っておるということで、都市マスの中に全てが包含できるわけではないというようなことがあろうかと思えます。最初の試みでもありますので、今後の計画の運用段階で相互の計画の在り方について十分検討あるいは見直し等も柔軟に行っていただきたいと、これは委員としての意見でございますが、要望しておきたいというふうに思います。

ほかよろしゅうございますか。

それでは、お諮りさせていただきます。

「諮問第1号 明石市都市計画マスタープランの改定について〔明石市策定〕」の案件でございますが、案のとおりでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、「諮問第2号 明石市立地適正化計画の策定について〔明石市策定〕」の案件でございますが、案のとおり異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

それでは、以上の2件につきまして、本日の結果について、その旨を市長に答申いたします。

なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任いただきたいと思います。

続きまして、(3)報告事項に進ませていただきます。報告事項として1件ございます。

江井ヶ島駅北地区の区域区分の変更・地区計画の策定等について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 報告事項、江井ヶ島駅北地区の区域区分の変更・地区計画の策定等についてご説明いたします。失礼ながら座ってご説明させていただきます。

この度の都市計画変更の趣旨を最初にご説明いたします。

最初に3ページをご覧ください。

当該地は赤で囲っている部分のとおり、山陽電鉄江井ヶ島駅のすぐ北側に位置しております。

続きまして4ページをご覧ください。

現在住宅や工場などが密集しておりまして、現在の都市計画では、市街化調整区域であり、様々な建築制限が伴うことから、今後のまちの発展や維持に課題があるところがございます。こうしたことから、地域では江井ヶ島駅北より良いまちづくり会を設立し、都市計画の変更、市街化編入と区画整理の実施を目指して計画の検討や合意形成を進めてきました。この度、地域にてまちづくりの計画案の策定と一定の合意形成を図ることができ、市へ都市計画の要望書が提出されましたので、市街化編入等の都市計画の変更手続を進めてまいります。

1ページ2番、地区の概要をご覧ください。

赤色で囲っている部分のとおり、山電江井ヶ島駅に隣接しており、県道沿いに住宅や工場などが密集しています。田畑が複合的に存在する調整区域にあり、建築制限が多いエリアです。緑色で囲っている部分の田畑は約1.7ヘクタールの区画整理事業を計画中です。全体では約6.8ヘクタールあります。こちらは全域が農業振興地域内で、農用地区域外となっております。

2ページ目上部の3、これまでの取組経緯の箇所をご覧ください。

平成21年、約14年前に地域の有志が中心となり、区画整理事業の勉強会からスタートしました。その後は、市街化区域の編入に当たっては、計画的な土地利用を進めるために、土地区画整理事業が必要となることから、市街化区域の編入と土地区画整理事業の両方を共に進めています。そして、説明会やアンケート等を地域主催で開

催しています。平成26年2014年からは当該地を特定保留区域として指定が受けられるよう、県等の関係機関と協議し、平成28年2016年3月に特定保留区域として指定されました。この特定保留区域とは、市街化区域に編入予定の区域を特定しておき、事業実施等の熟度の高まりに応じて5年ごとの定期的な見直しによらず、市街化区域に随時編入できる区域のことです。その後、2017年以降も地域での取組が続き、地域にて一定の合意形成が得られるよう、江井ヶ島駅北より良いまちづくり会を設立しています。その後は市の補助制度を活用し、専門家のアドバイザーの支援も受けながら当都市計画変更案の策定を進めてきました。令和元年2019年からはさらにアンケート等の結果を計画に反映させ、一時コロナの影響でしばらく協議ができない期間がありましたが、2021年3月に特定保留区域を継続しています。そして今年度2022年度地域での区画整理事業説明会や都市計画の意向確認書の回収等を経て、一定数の賛同がありましたので、この12月11日に臨時総会が開催され、計画の変更要望案を市へ提出することについて承認されました。その後、12月28日に市へ要望書が出されたところです。

続きまして、4番、都市計画の変更要望案の概要ですが、こちらは地元からの要望内容となります。5ページをご覧ください。

要望は大きく2点、市街化調整区域から市街化区域へ変更することと、地区計画の策定により、建築物等の高さ、用途を制限することとなります。

まず1番、市街化区域への変更ですが、今回の全てのエリアにおいて用途地域は準工業地域を想定しております。現在建っている建築物が今後の建て替え時に既存不適格とならぬよう配慮し、準工業地域を想定しています。

お手元の用途地域による建築物の用途制限の概要をご覧ください。

この度指定しようとしている準工業地域の特徴として、様々な用途の建築が可能となります。ここで地区計画により住宅市街地にふさわしくないものを建築できないものとして定めます。

資料5 ページ目にお戻りください。

こちら地区計画につきましては、南北の県道を境に、居住エリア、沿道居住エリア、産業エリアの3つに区分しています。高さについては現在住宅が立ち並ぶ居住エリアと沿道居住エリアは10メートル以下とし、工場が多く建ち並ぶ産業エリアは15メートル以下としています。用途制限につきましては全てのエリアでより良好な居住環境、充実したコミュニティー環境の形成を目指し、単身のワンルームマンション、パチンコ、ゲームセンターなどの遊戯施設、あとキャバレーやナイトクラブなどの風俗施設、ホテル等の建築を制限しています。ただし、居住エリアのみ事務所等の建築も制限しておりまして、概ね第一種中高層住居専用地域並みの制限としています。

資料2 ページ目、5、都市計画の変更要望案に対する合意形成の状況についてご説明いたします。

こちらが今年の7月から9月にかけて実施した意向確認書の結果になります。意向確認書の回収については、総数171名のうち113名、約66%の回収となっています。未回収者に対してまちづくり会の役員が直接手渡しに行くなど、地域で尽力された結果になっております。意向確認書の回収に至らないケースもありましたが、地域では全員に情報を提供することに重きを置いて丁寧に進めてこられました。地域の合意形成の過程において出ていた反対意見は、税金が上がること、あと環境保全への懸念等がありました。税金につきましては、都市計画税を賦課することになっていきますので、確かに増加はいたしますが、その背景には資産としての価値向上や住環境の向上につながるものと考えています。また、環境面に関しましては、現状は農地が多い静かな環境ではありますが、今後高齢化が進み、後継者不足などにより農地が荒廃するおそれがあり、適切に土地利用を誘導していく必要があると考え、回収できたもののうち、同意割合が約9割となったことから一定数の賛同が得られたと判断し、市へ都市計画変更の要望が出された状況です。

最後に、6、今後のスケジュールになりますが、来年度市にて都市計画案を策定し、

説明会と意見募集を行います。その後、来年度8月の都市計画審議会へ諮問させていただきます。市街化編入については、兵庫県が都市計画決定するものですので、県へ変更の申出を行い、県がそれを受けて公聴会の実施、国との事前協議を始めます。再来年度、2024年度に法定縦覧、兵庫県都市計画審議会、国の同意協議を経て都市計画変更の告示となります。

用途地域と地区計画につきましては、県決定である市街化編入のスケジュールに合わせて市が同時に都市計画決定する予定です。

以上で報告事項、江井ヶ島駅北地区の区域区分の変更・地区計画の策定等についての説明を終わります。

○会長　　今の報告事項についての説明、ございましたが、ご質問、ご意見ございましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

○委員　　市街化編入というようなところで、地域で丁寧だね、時間をかけてアンケートも取って、いろんなご意見をいただいてというようなところでようやくここまで来たのかなと、そういうふうに思っています。当然のことながら地元の合意ですから、全然進んでいていただいているんですが、ある意味ね、畑や水田といったね、緑がなくなっていくっていう意味合いのね、緑地面積率であり、市長の思いとちょっと違ったところがあるかと思うんですよね。こういうね、市街化されてきて、開発が起こるんでしょ、人口も増えてくるんだろうとは思いますが、当然緑であったりっていうようなところが市全体の緑っていう意味合いからいけば減ってしまうっていうようなことにならないのかなっていうふうに考えるとね、工場内の緑がどうのこうのっていうよりは、明石市全域での緑っていう、さっき緑の計画っていうのも出てきましたけど、そういうことも総合的にやはり加味しながら考えていかなければならないことじゃないのかなと、そういうふうに思うんですが、それに対して何かご意見ございますか。

○事務局 委員からご意見ございました。要は農地がなくなると緑も少なくなるんじゃないか、それが本当にいいことなのか、というご質問だったと思います。

今回の江井ヶ島地区ですね、駅の本当真北側ということで、非常に交通の便がよくていいところだということ、市としましてもこの地区が、例えば駅から大分離れていて、非常に生活しにくいような場所であると、市街化編入して農地を減らしてまでってというのはどうかなというのは確かにそういったご意見ございます。ただ、ここは先ほども申しましたように駅の近くということで、利便性も高い、先ほど立地適正化計画であったりとか、都市計画マスタープランでもやっぱり駅周辺はきちんと強化して人が住みやすく、集中してコンパクトなまちづくりをしまして、農地であったりとか緑であるっていうところはしかるべきところにきちんとそういう緑とかを配置していくというのは非常に大事だと思っています。要は選択と集中で配置が一番大事な話じゃないかなと思っておりますので、今回は江井ヶ島の駅北地区については基本的には住宅化を進めてみようということ考えております。

あと、今、この駅の北側ですけども、非常に便利なところに農地があり、今農地は皆さん一生懸命やっていただいて、何とか見た目は農地という形になっているんですけども、やはり跡継ぎ問題、これは市街化区域なり、市街化調整区域、同じような問題あるんですけども、農地の跡継ぎがいなくて今後引き継がれない、要は荒地地になってしまう可能性もあります。こういった駅の近くにまとまったいい環境の土地があるのに、そこが荒地地になるってというのは非常にまちとして、市としましても、マイナスになるのではないかなという思いもございますので、今回の地域につきましては、市街化のほうで進めて、緑につきましてはまた別のところできちんと手だてしていくという考えで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 そうですね、当然駅近というようなところで有効利用はしていただきたいなと思いますし、ちょうど駅の南側が近商のエリアやと思うんですけど、今ね、ち

よつと江井ヶ島の南側見てみると、近商っていうメリットを生かし切っていないのかなど、そういうふうと思うとね、やはりこの北側の整備っていうところはやっぱりプラスに働く要素が多いんじゃないかなと思いますので、その辺も含めて今後ね、しっかりと見守ってあげていただきたいなと思いますので、以上意見です。

○会長 ご意見ですね。

ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 5 ページの用途地域図を見ると、マンションとそれから老健が沿道の用途地域で用途は過分でオーケーだと思うんですけど、あと残りの黄色の部分、これ多分住居系だと思うんで、日影規制など大丈夫ですか。

○会長 事務局。

○事務局 まず、マンションに関しましては現在9階建てのマンションが建設されておりまして、こちらは線引き直前の開発物件というところもございまして、現況で既に既存不適格を生じているというものでございます。実際の容積率で申しますと、調整区域部分は実質的には200%の制限になっているわけですけれども、それを既に超えてしまっているという状況でございます。ですので、おっしゃるとおり高さの制限という部分に関しましては、当然抵触しているというところも一部ございます。ただ、道に関しまして、日影に関しましては、実質用途地域の指定といたしましては準工業地域ということになりますので、制限としては準工業に関する制限が適用されるということになります。

あと、社会福祉施設の部分についてでございますが、こちらも同様に建築物の一部が抵触している、既存不適格を生じる可能性があるということにはなります。ただ、もう既に土地利用としては満たされている状況でございますので、これ以上の例えば拡張といったことは基本的にはないのかなというところも含めまして、そういった既存不適格を生じさせることにつきましても、住民の皆様の合意形成の中に含まれてい

るという理解でございまして、その部分についても住民説明会などを通じてあるいは各種のアンケートの資料配布などを通じまして、市といたしましては、皆様の合意形成の場に同席する形で、ご説明を申し上げてきたというところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 老健では、たまに増床とかちょっと小さい物置建てたりという場合がありますんですが、そういうときに既存不適格の場合は訴求する場合があります。そのあたりはご理解得られるのでしょうか。

それと、あとマンションの場合は、多分分譲なんで売却する方がいらっしゃると思うんですけど、既存不適格というのが常に付き回ってくるだから売るときにちょっと不利益が若干生じるようなことを聞いています。ですから、そこらあたりのケアっていうのは皆さん、理解の下で合意が取れているのかということをお聞きしたいです。

○事務局 今後も手続を行っていく中で、先ほどの用途地域と同様、引き続き緻密な合意形成を図っていく所存ではございます。一方で、マンションの皆様に関しましては、なかなか合意形成が難しいという現状もございまして、独自のコミュニティーを形成していらっしゃるというところがございますので、そういったところも含めまして、私ども市のほうへボールが渡っている状況ということでございますので、積極的に説明をしていくというところでよろしいでしょうか。

○委員 分かりました。頑張ってください。

○会長 はい、どうぞ。

○幹事 すみません、今担当のほうから説明させていただいて、私から少し補足をさせていただきたいと思います。

既存不適格に関しましては、明石市の場合もともと昔、かつて、70の400という時代がありました。変更された時期については忘れましたが、確か20年ほど前に、建ぺい率と容積率につきましては60の200に変更しておりますので、それ以

降の当然建築物については今後も特に大きな利用計画は出てこないというのと、それとたしか同じような時期に、調整区域であっても日影規制がかかるようになったというふうに私、記憶しておりますので、それについても問題はないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○会長　　ほかいかがでしょうか。

今、一定ボリュームになっている地域のまちづくりの中で、大きな都市計画の変更の手配の流れというところ、区域区分あるいは地区計画の作成という、都市計画変更手続等が中心の報告でございますけれどもベースになっているところのその地の元の江井ヶ島北より良いまちづくりの会が中心になっておられるんだと思いますけれども、地区のあるいは町の将来像どう共有しているのか、今出ている図面等は都市計画の変更の内容についてのもう焦点合わせた提案になっておりますので、そのベースになるまちの将来像、とりわけ気になりますのは基盤の問題ですね、どういう区画道路その他のつながり方が将来的になっていくのか、そうしたことについての地域でのまちづくりの将来像を共有していくということも併せて重要だろうと、ぜひその地域で共有できるまちづくりの将来像といったものについて理解を、あるいは共通の認識を深めるような働きかけをぜひお願いしておきたいと思っております。これは委員としての意見になります。

ほかよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、ないようでしたが、これは報告事項でございますので、以上とさせていただきます。

続きまして、4、その他としまして、事務局から報告等ございますか。

○事務局　　都市計画に関してその他報告することは特にございません。

○会長　　それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間活発で有意義なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。

(閉会 午後 3 時 2 2 分)

議事録署名

令和4年度第3回明石市都市計画審議会

署名委員

署名委員